

第3章 計画の理念と方針

1 基本理念

本市の総面積の約90%を占める森林は、水源かん養、災害の防止、地球温暖化の防止等の生活環境の保全の役割を担うとともに、木材等の林産物や農畜産物の生産機能、登山や森林浴等の保健レクリエーション機能等を持っており、様々な恩恵を市に暮らす人々をはじめ多くの人々にもたらしています。本市においては、「森林から創まる地域創生」をまちづくりのテーマとして、森林を主体にした多様な取組を総合的に展開しています。本計画においても、森林をはじめとした豊かな自然環境・資源を活かした環境づくりをめざします。また、本市の豊かな森林を守るためにも、地球温暖化等の地球規模で起こる環境問題を市内の問題として捉え、省エネルギーの推進や再生可能エネルギーの導入促進、環境保全活動を進めるとともに、市内の家庭や事業所から排出されるごみの減量化や資源化を進めます。

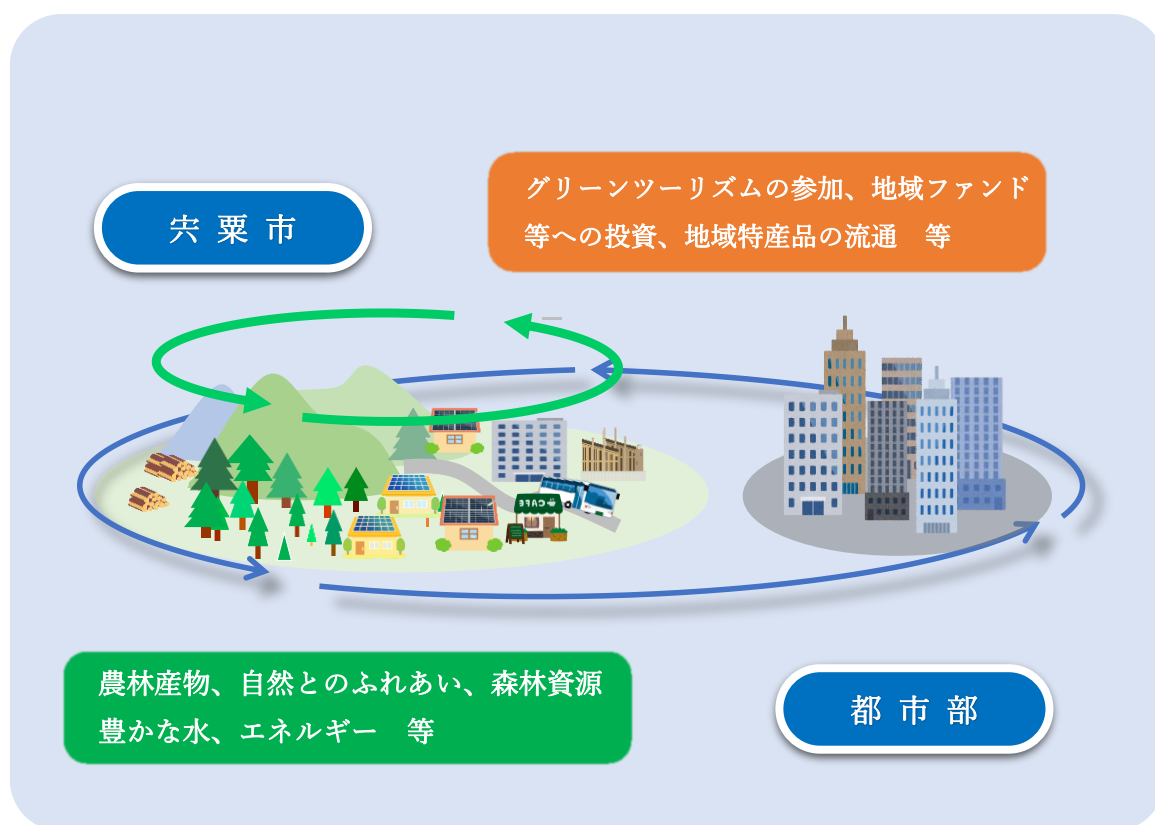
《基本理念》 豊かな森林を活用した環境づくり



2 環境像

本市の豊かな自然は、市内に暮らす人々のまちへの愛着や誇りにつながるかけがえのない財産であり、最大の魅力です。この恵まれた自然環境を未来に引き継ぐため、本市に関わるすべての人がお互いに協力し合いながら地域の環境を保全していく必要があります。豊かな自然環境で生産される農林産物やエネルギー等の資源が市内において循環するとともに、都市部においても流通することにより、本市の豊かな自然に興味や関心を抱く機会の増加を図り、本市を訪れる人の増加や農林産物の流通拡大等、都市部との人や経済の循環につなぐ「地域循環共生圏」をめざします。

《 環 境 像 》 豊かな自然と人が共生し、資源が循環するまち



3 基本方針

基本方針 1 豊かな自然と共生したまちづくり

本市の総面積の約 90% を占める森林は、木材等の生産機能をはじめ、水源かん養機能や災害防止機能、CO2 吸収機能等、私たちが生活を営む上で欠かすことができない重要な役割を担っています。また、森林や田園、水辺空間等の優れた自然環境は、市民の生活に潤いをもたらすとともに、観光資源としての役割も果たしており、本市の誇れる財産として、適切に保全し、次の世代へ引き継いでいく必要があります。このため、「豊かな自然と共生したまちづくり」を基本方針として次に掲げる施策に取り組めます。

○ 施策体系

1 森林資源の有効活用

① 森林の整備と活用

② 自然とのふれあいの創出

③ J クレジット制度の活用

2 農村環境の維持と魅力の向上

① 農村環境の維持

② 生物多様性の確保

基本方針 2 地球温暖化対策の推進

地球温暖化が原因とされている近年の異常気象によって、大規模な自然災害が全国で発生しています。地球規模で起こる地球温暖化問題を市内における問題として捉え、再生可能エネルギーの導入促進と省エネルギーの推進をさらに進め、二酸化炭素の排出量を削減していく必要があります。このため、「地球温暖化対策の推進」を基本方針として次に掲げる施策に取り組めます。

○ 施策体系

1 再生可能エネルギーの導入促進

① 太陽光発電

② 小水力発電

③ バイオマスの利用促進

2 省エネルギーの推進

① 省エネルギーの推進

※ 地球温暖化対策については、「宍粟市地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編・事務事業編）」を併せて策定しています。

基本方針3 資源が循環するまちづくり

プラスチックごみ等による海洋汚染や食品ロス等の大量生産・大量消費に伴う廃棄物の大量発生が地球環境に影響を与えています。市内のごみの排出量は、2019年をピークに近年減少傾向にあるものの総排出量の4分の3を家庭系ごみが占めており、事業系ごみも含めて引き続きごみの減量化・資源化に向けて市、市民、事業者等が連携・協力し、廃棄物の適正な処理や資源の回収活動に取り組んでいく必要があります。

○ 施策体系

1 ごみの減量化・資源循環

① ごみの減量化の推進

② 資源循環の推進

基本方針4 安心・安全な生活環境の整備

豊かな森林や清流が育む、きれいな空気やきれいな水等により、本市は良好な生活環境に恵まれています。引き続き公害の監視を継続して実施し、公害の発生を未然に防ぐとともに、後を絶たない不法投棄の対策に取り組む必要があります。このため、「安心・安全な生活環境の整備」を基本方針として、次の施策に取り組めます。

○ 施策体系

1 安心・安全な生活環境の整備

① 公害対策

② 環境美化の推進

基本方針5 環境意識の向上による 環境にやさしいまちづくり

基本方針の1から4の取組を推進するためには、市のみならず、本市で暮らし、働き、学ぶすべての人が環境に関する情報を学び共有し、環境に配慮した行動を行う必要があります。また、様々な主体が協働することにより、更なる効果が見込めることから、「環境意識の向上による環境にやさしいまちづくり」を基本方針として、次の施策に取り組めます。

○ 施策体系

1 環境を学ぶ機会の創出

① 環境教育・学習の推進

② 環境啓発活動の推進

2 市民活動の推進

① 多様な主体との協働

4 計画体系図

【基本理念】

も り
豊かな森林を活用した環境づくり

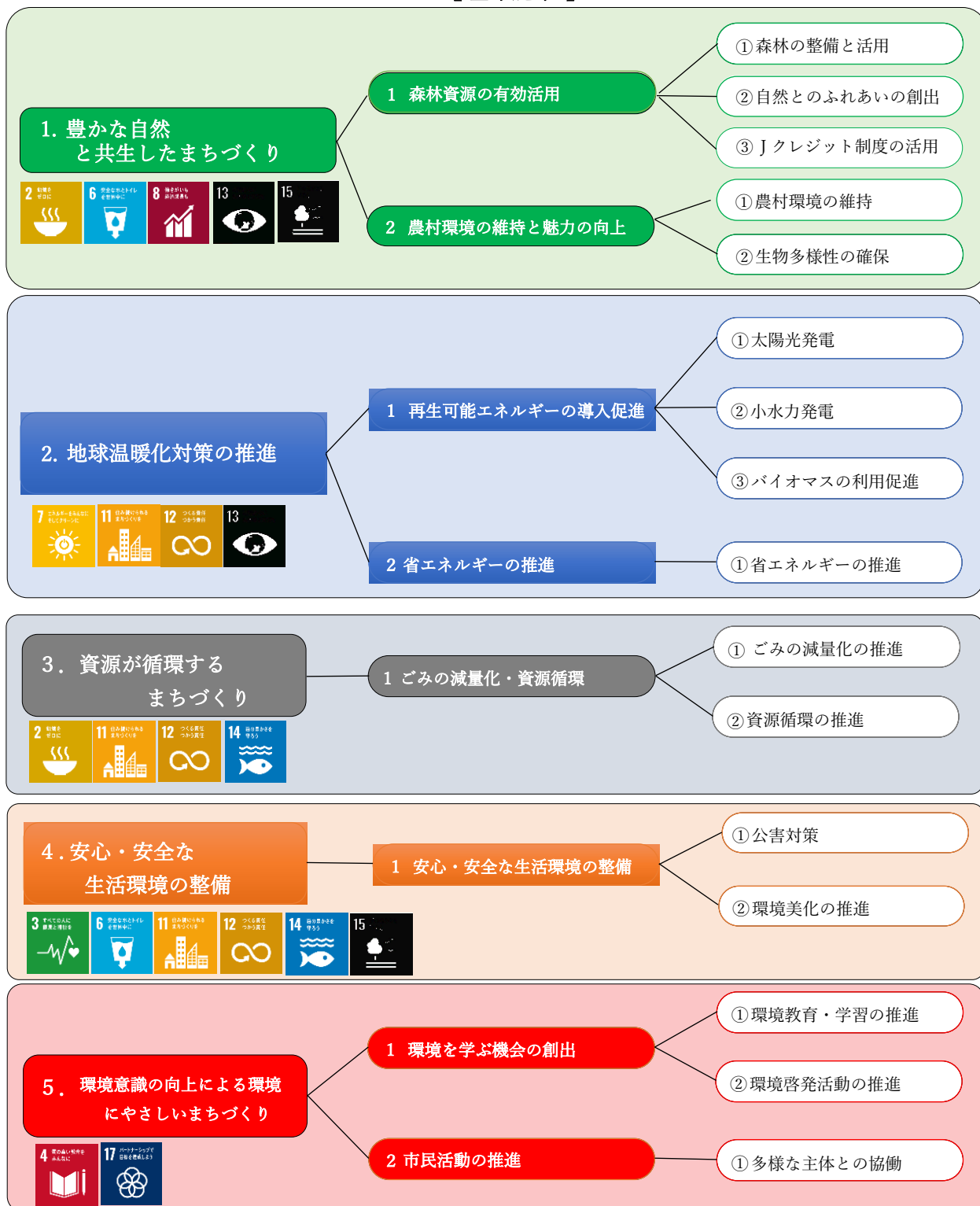
【環境像】

豊かな自然と人が共生し、資源が循環するまち

【基本方針】

【基本施策】

【個別施策】



5 SDGsの目標と関連する基本施策

SDGsの目標	関連する基本施策
2 飢餓をゼロに 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養の改善を実現し、持続可能な農業を促進する	農村環境の維持と魅力の向上 ごみの減量化・資源循環
3 すべての人に健康と福祉を あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する	安心・安全な生活環境の整備
4 質の高い教育をみんなに すべての人々への包括的かつ公平な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する	環境を学ぶ機会の創出 市民活動の推進
6 安全な水とトイレを世界中に すべて人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する	農村環境の維持と魅力の向上 安心・安全な生活環境の整備 森林資源の有効活用
7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに すべて人々の、安価かつ信頼できる持続可能な現代エネルギーへのアクセスを確保する	再生可能エネルギーの導入促進 省エネルギーの推進
8 働きがいも経済成長も 包括的かつ持続可能な経済成長、及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と適切な雇用の促進する	森林資源の有効活用 農村環境の維持と魅力の向上
11 住み続けられるまちづくりを 包括的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する	再生可能エネルギーの導入促進 ごみの減量化・資源循環 省エネルギーの推進 安心・安全な生活環境の整備
12 つくる責任つかう責任 持続可能な生産消費形態を確保する	再生可能エネルギーの導入促進 ごみの減量化・資源循環 省エネルギーの推進 安心・安全な生活環境の整備
13 気候変動に具体的な対策を 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる	森林資源の有効活用 省エネルギーの推進 再生可能エネルギーの導入促進
14 海の豊かさを守ろう 持続可能な開発のために、海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する	ごみの減量化・資源循環 安心・安全な生活環境の整備
15 陸の豊かさを守ろう 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する	森林資源の有効活用 安心・安全な生活環境の整備 農村環境の維持と魅力の向上
17 パートナリシップで目標を達成しよう 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する	環境を学ぶ機会の創出 市民活動の推進

第4章 基本方針の現状と施策展開

基本方針1 豊かな自然と共生したまちづくり

基本施策1 森林資源の有効活用

1 森林資源の有効活用の現状

(1) 森林の恩恵と森林整備

森林は、木材の生産機能だけでなく、水源かん養機能や災害の防止等の様々な恩恵を市に暮らす人々をはじめ多くの人々にもたらしています。森林がもたらす恩恵を継続して享受していくためには、間伐や伐採後の植林等を実施し、適切な森林整備を持続的に行う必要があります。本市では、林業の担い手の確保や林業生産基盤の整備、木材の流通拡大等、林業の振興に取り組んでいます。



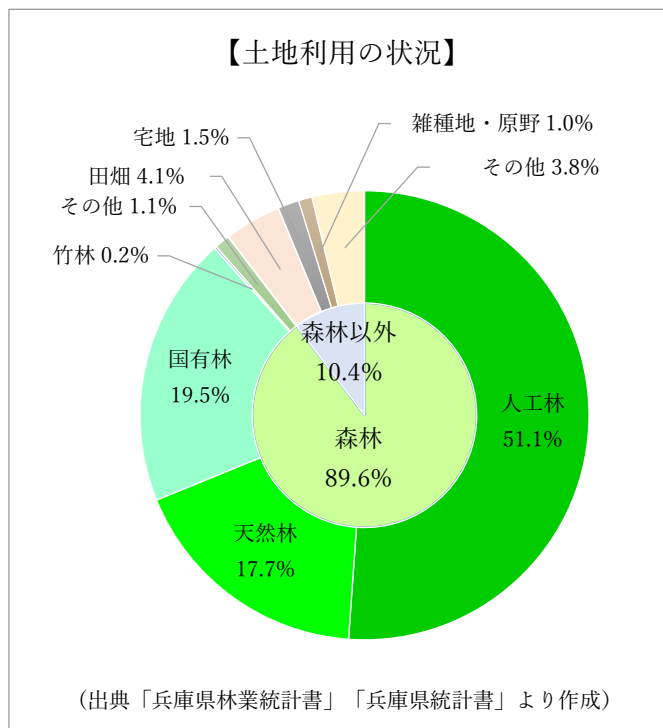
(出典 林野庁「林業白書」)

○ 森林の主な恩恵

① 農林産物 生産機能	森林は、木材をはじめ山菜やきのこ等の生産機能を持っており、これらは適切な管理によって、繰り返し生産することができます。
② 水源かん養機能	森林は、雨水を溜め、川へ流れ込む水の量を調整しています。また、雨水は森林の土壌を通過することにより、きれいな水になっています。
③ 災害防止機能	森林の樹木の根や下草等によって、土壌が斜面につなぎとめられ土砂の浸食や流出を防止し、土砂災害を未然に防止してくれています。
④ 地球温暖化 防止機能	森林は、光合成によって二酸化炭素を吸収・固定することにより、地球温暖化の防止に重要な役割を果たしています。
⑤ 生物多様性 の保全	森林は、鳥類、昆虫類をはじめとする野生動植物の生息・生育の場になっており、生物種、生態系を守ってくれています。
⑥ 保健レクリエー ション機能	自然景観や植物の群落には癒しの効果があり、登山や散策など人々に癒しの場を提供してくれています。

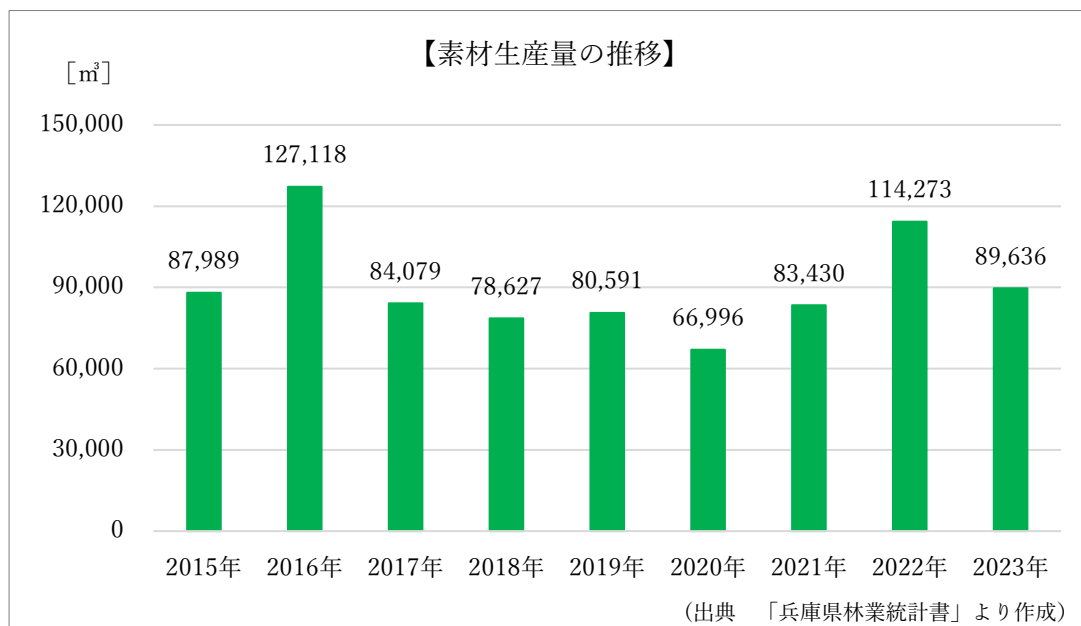
(2) 市内の森林と素材生産

本市の総面積 65,854ha のうち、森林面積は 59,025ha で総面積の約 90%を占めており、林業生産活動が積極的に実施されるべき、スギ・ヒノキを主体とした人工林が森林の半分以上を占めています。広大な森林面積を有する本市では古くから森林資源を利用した木材・木工製品・家具等の生産が地場産業として行われています。2023 年には、兵庫県内の素材生産量(材料用途)296,000 m³の約 3 割にあたる 89,636 m³を生産する県内最大の木材産地となっています。また、林業整備に伴い発生する間伐材等の未利用材は、新たなエネルギー資源として、県内の木質バイオマス発電施設で利用されています。



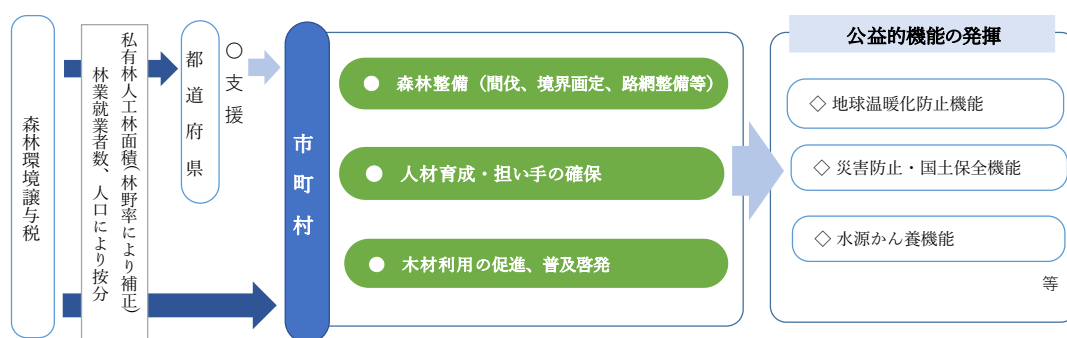
森林	59,025ha
うち人工林	(33,672ha)
天然林	(11,663ha)
竹林	(108ha)
その他	(721ha)
国有林	(12,861ha)
森林以外	6,829ha
うち田畑	(2,640ha)
宅地	(1,010ha)
雑種地・原野	(780ha)
その他	(2,400ha)
合 計	65,854ha

※四捨五入により内訳と合計が一致しないことがあります。



(3) 森林環境譲与税の活用

森林が持つ地球温暖化防止機能、国土の保全、水源かん養機能等は、広く国民に恩恵を与えていることから、適切な森林整備を進めていくため、2019年3月に「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」が成立しました。本市では、この森林環境譲与税を間伐等の森林整備の推進や林業を担う人材の育成・確保、穴栗材の利用促進等に活用しています。



(4) 穴栗材の利用促進と木育の推進

木の温もりのある公共施設の整備と併せ、住宅や事務所での木材利用に波及するよう、本市の森林で生産された地域材である穴栗材を公共施設等に利用しています。また、市民が木に触れ、森林の魅力を感じ、生活に木を取り入れることができるよう、木育の普及啓発や、子どもたちが木に親しんでもらうために地元産材を利用した木のおもちゃの配布など、木や森林について知る・学ぶ・体験するなどの関わりを深めていく取組を推進しています。



(写真 いちのびあ 図書館)

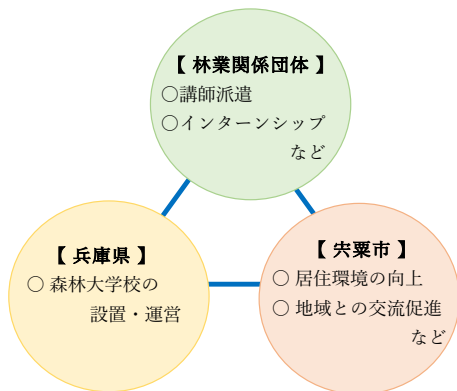


(写真 子育て支援センターの木製のおもちゃ)

(5) 林業の担い手の確保と育成

林業事業体の雇用経費や高性能林業機械の購入、リースに係る経費等の各種補助事業を実施し、新規林業事業体の増加や市内の林業事業体の存続につなげています。

また、次代の林業を担う人材の養成、森林に関わる人材等を幅広く育成するため、様々なフィールドで森の管理技術や木工デザイン・加工などを学ぶ県内唯一の「県立山崎高等学校森と食科」や、2017年4月に開校した林業に関する専門知識等を学ぶ2年制専修学校「兵庫県立森林大学校」を設置しています。森林大学校では、兵庫県・林業関係団体・宍粟市と連携協定を締結し、講師派遣やインターンシップの受入れ、地域との交流促進等、様々な主体が連携した人材養成を進めるとともに、森林大学校と地域の代表、市等で構成する育成協議会を結成し、学生生活のサポートを行っています。



(林業関係団体・兵庫県・市の協定イメージ)



(写真 兵庫県立森林大学校 校舎)

(6) 彩りの森づくり事業

自治会やNPO等が自主的に行う広葉樹等の植樹事業を推進することで、自然景観の保全と風景街道づくりを実現するため、幹線道路沿いの里山整備に係る伐採費用や苗木代等の経費の助成を行う「彩りの森づくり事業」を2019年度から実施しています。

【須賀沢自治会の取組】

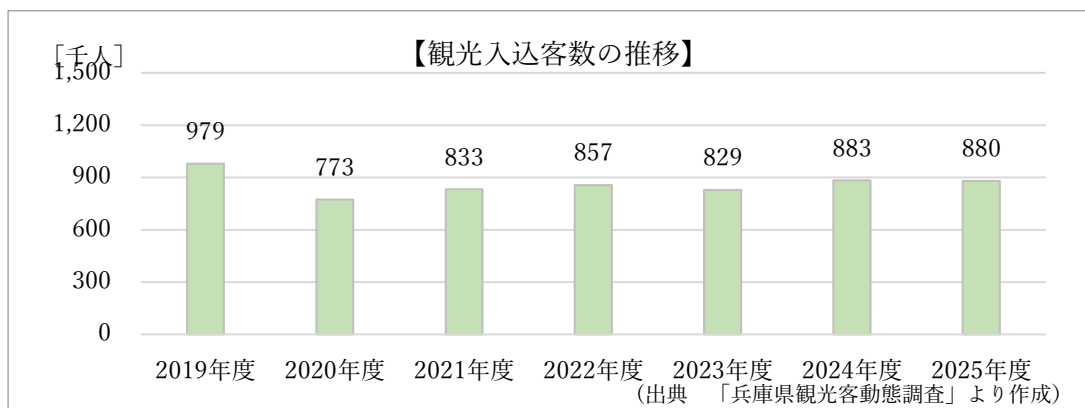
須賀沢自治会は「彩りの森づくり事業」を利用し、国道29号沿いの里山において、皆伐と歩道の整備、休憩所の設置、広葉樹の植樹等、地域が主体となった里山整備に取り組まれています。



(写真 宍粟市山崎町須賀沢の里山)

(7) 自然観光

本市の最大の観光資源である豊かな自然資源や発酵のふるさと、日本酒発祥の地等、本市特有の地域資源を活かしたまちの魅力づくりによって、関係人口・交流人口の増加を図っています。本市の自然観光の特徴は、南北に広いことから長期間にわたり、桜の開花や紅葉等の自然観賞を楽しむことができ、特に約 3,000 本のもみじが色づく最上山公園のもみじ山は、紅葉の名所として紹介され、紅葉シーズンには多くの観光客が訪れています。



(写真 音水溪谷)



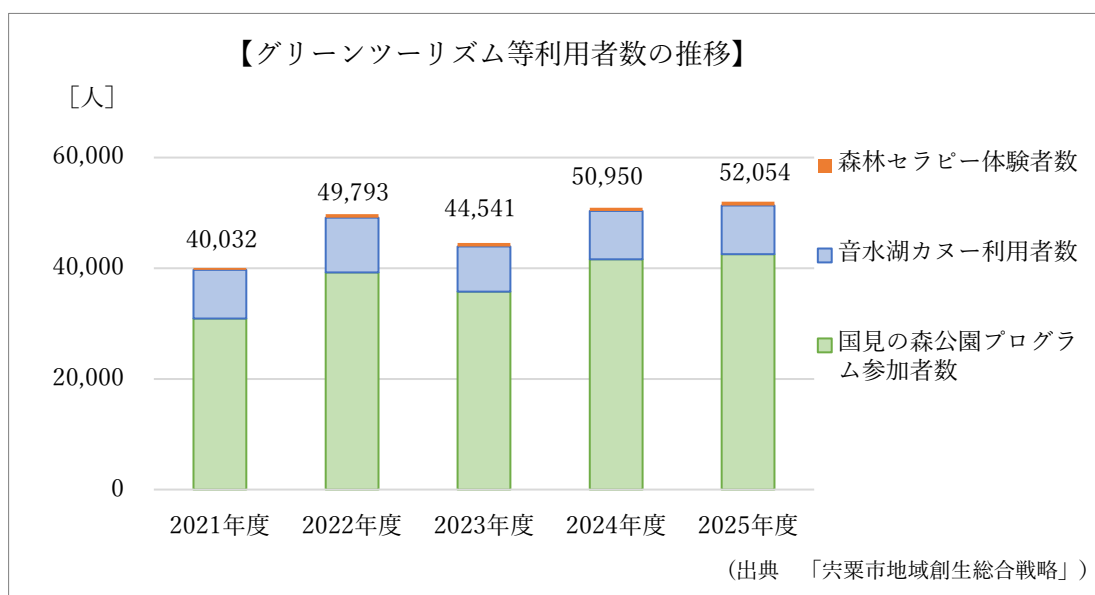
(写真 最上山公園のもみじ山)

(8) グリーンツーリズム

本市では、都市部に暮らす人たちが農村地域で様々な体験を通じて、豊かな自然や地域住民とふれあい、交流するグリーンツーリズムによる観光事業を促進しています。「公益財団法人しろう森林王国観光協会」と連携し、宍粟 50 名山登山や氷ノ山登山バスツアー、音水湖のカヌー体験、森林セラピー※等を実施し、年間を通じて多くの人が本市を訪れています。2021 年度からは、より豊かな自然を楽しんでもらえるよう、市内の観光施設において、電動アシスト付きマウンテンバイク（通称 E-bike）のレンタルを開始しています。

また、2024 年から 2025 年にかけてアウトドアスポーツを通じて自然の循環を体感する環境スポーツイベント「SEA TO SUMMIT しろう氷ノ山大会」を開催しました。

※ 森林セラピーとは、森林がもたらす癒しの効果が科学的に検証された森林浴効果です。



[単位：人]

年 度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度
国見の森公園プログラム参加者数	30,902	39,236	35,774	41,620	42,532
音水湖コース利用者数	8,835	9,907	8,167	8,717	8,827
森林セラピー体験者数	295	650	600	613	695
合 計	40,032	49,793	44,541	50,950	52,054



(写真 森林セラピー)



(写真 SEA TO SUMMIT)



(写真 E-bike レンタル)



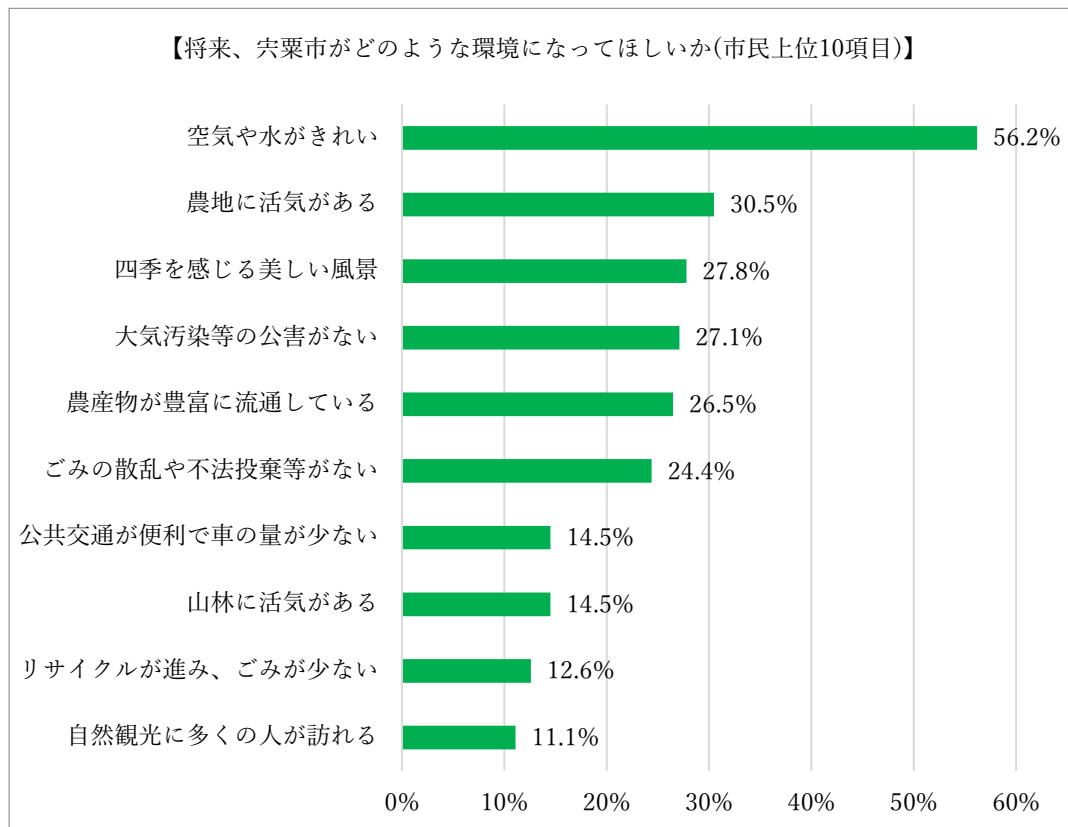
(写真 音水湖コース)

(9) 市民等意識調査結果

「空気や水がきれいに保たれている」が約 56%、以下、「農地に活気がある（約 31%）」「四季を感じることができる美しい風景がある（約 28%）」「大気汚染・水質汚濁などの公害がない（約 27%）」と続きます。

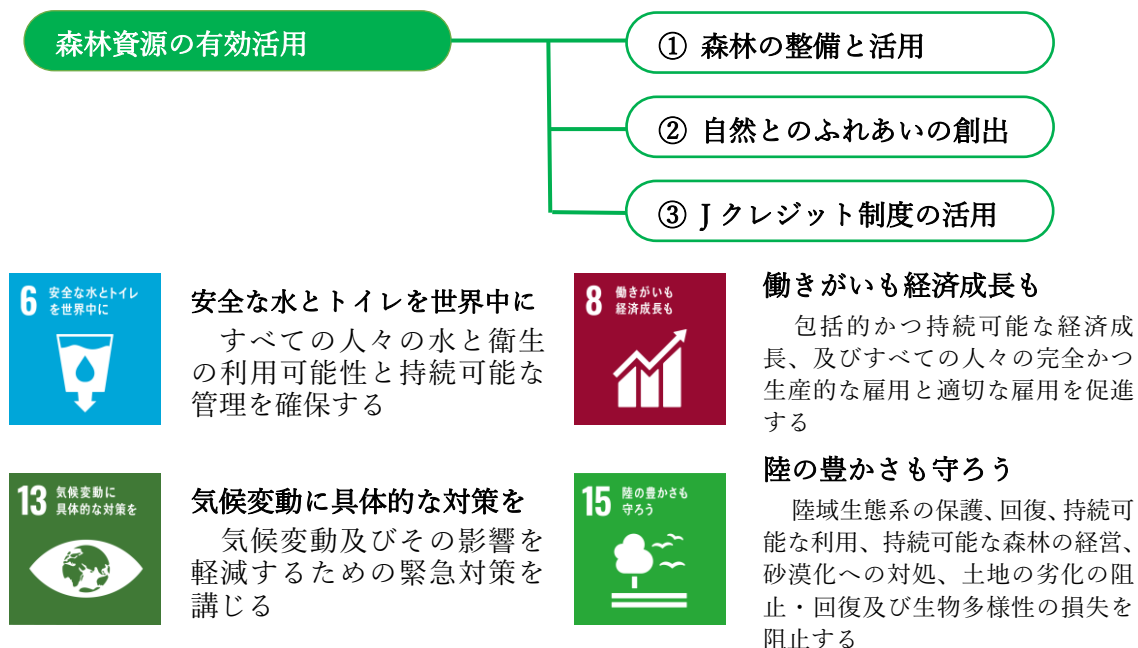
逆に少ない項目は「多くの生き物と共生している（約 3%）」、「環境について学ぶ機会や場所がたくさんある（約 4%）」、「環境にやさしいライフスタイルが浸透している（約 4%）」「だれもが、自然やまちの環境を守る活動をおこなっている（約 5%）」などとなっています。

宍粟市の特徴である豊かな自然と共感する項目が上位に並ぶ反面、市民が自発的にアクションを起こす項目が下位となっているので、引き続き市民への環境に対する意識づけは重要と考えられます。



2 森林資源の有効活用の施策展開

(1) 施策体系と関連する SDGs の目標



(2) 目標指標

目 標 指 標 名	現状値	目標値（2035 年度）
○人工林整備率	43.0% (2024 年度)	50.0%
○観光入込客数	880 千人/年 (2025 年度)	現状維持

(3) 個別施策と取組

① 森林の整備と活用

森林を適切に管理し、保全していくためには産業としての林業再生とともに、森林の多面的な機能の維持に資するための森林管理がバランスよく実施されていくことが重要です。

「災害に強い森林づくり」や「儲かる林業」をめざすとともに、森林が持つ二酸化炭素を吸収・固定する地球温暖化防止機能を十分に発揮させるため、森林環境譲与税を活用し、林業の担い手を確保・育成するとともに、生産性の高い森林整備を進め、木材の安定的な供給体制が構築された持続可能な循環型林業を推し進めます。穴栗材の利用促進や森林保全活動への理解と支援の輪を広げるため、森林がもたらす恩恵や森林整備の重要性を市内外に暮らす人々や企業に発信していきます。

森林の整備と活用の取組	
宍粟材の流通拡大	「ひょうごの木」利用拡大協議会等を通じた、川上から川中、川下の林業事業者や国・県と連携し、6次産業化を含め宍粟材が積極的に利用される仕組みづくりを行い、宍粟材の流通拡大に取り組めます。
林業の担い手の確保・育成	林業就業相談会の実施や森林大学校との連携強化による担い手の確保・育成を行うとともに、新規事業者への林業機械の導入支援等に取り組むことで、市内の林業事業者の増加を図り持続的な森林整備を推進します。
林業生産基盤の整備	森林作業道、林業専用道の整備や地籍調査の実施等の林業生産基盤の整備を促進します。
条件不利地の森林整備の促進	森林整備が進みにくい、条件不利地の森林においては森林経営計画に基づく森林と新たな森林管理システムに基づく森林を同時に整備することで、未整備森林の早期解消に取り組めます。
木質バイオマスの導入・利用促進	間伐材等の未利用材の利用と二酸化炭素排出量の削減のため、家庭・事業所での木質バイオマス暖房機器等の導入を促進するとともに、木質バイオマス発電燃料の安定供給体制の構築に取り組めます。
森林の地球温暖化防止機能の発揮	森林の持つ二酸化炭素を吸収・固定する地球温暖化防止機能を十分に発揮させるため、「植える・育てる・収穫する・使う」の森林の循環利用を促進します。
森林の恩恵等の発信	宍粟材の利用促進や森林保全活動への理解と支援の輪を広げるため、森林がもたらす恩恵や森林整備の重要性を市内外に暮らす人々や企業に発信していきます。また、木の良さを体感し、木や森について学ぶ「木育」を推進していきます。

② 自然とのふれあいの創出

本市の最大の魅力である自然を観光資源として活用し、自然への興味や関心を抱く機会の増加を図ることにより市や各種団体等が行う環境保全の活動への理解や支援の輪を広げ、関係人口・交流人口の増加を促進し、賑わいのあるまちづくりに取り組めます。

自然とのふれあいの創出の取組	
自然体験・農業体験型のプログラム等の展開	宍粟 50 名山や音水湖等での自然体験や地元の農業体験と宿泊を組み合わせたツアー構築等、観光ニーズの変化に対応したプログラムを展開します。
新たなプログラムの開発	森林セラピーと音水湖カヌー体験等の自然資源と観光・スポーツをセットにしたプログラムの強化や団体・企業向けのプログラムを検討します。
近隣市町と連携した広域的な事業推進	定住自立圏 2 市 2 町（たつの市・宍粟市・佐用町・上郡町）や連携中枢都市圏 8 市 8 町（播磨地域）等、周辺自治体、関係機関と連携のもと広域的な観光事業を推進します。

宍粟市の魅力の発信	SNS やアンテナショップでの PR のほか、都市部や播磨地域のイベント等において、本市の特産品や景勝地の PR を継続して実施し、関係人口・交流人口の増加を図ります。
-----------	--

2026.6.10 の第5回審議会を受けて J クレ項目を追加

③ J クレジット制度の活用

J クレジット制度は、森林経営計画に基づいた適切な森林管理を行うことによって吸収された二酸化炭素を国が売買可能なクレジットとして認証し、カーボンオフセット等を求める企業や自治体にクレジットとして販売して、その収益を森林整備や温暖化防止対策に活用する制度です。

宍粟市では令和5年度より兵庫県内自治体初の取組として森林吸収由来の J クレジット制度を活用しています。

J クレジット制度の活用の取組	
森林保全活動	森林経営計画に基づいて適正な維持管理を行い、水源涵養やレクリエーション機能など森林の多面的機能を高めます。
気候変動対策	毎年 600ha 以上の森林整備と合わせて、二酸化炭素排出量を削減し、早期のカーボンニュートラル実現を目指すことによって、省エネ・再エネの普及促進等に活用します。
教育・啓発活動	市内学校への環境教育、木育の推進、宍粟材の利用拡大 PR、J クレジットの取組を市内外へ発信、などを行います。

(4) 市民・事業者に期待される主な取組（例示）

主体	取 組
市民	○ 薪・ペレットストーブ等の木質バイオマス機器の導入を検討します。 ○ 住宅の建設・改築の際には宍粟材を積極的に利用します。 ○ 住宅内の家財・家具について宍粟材を積極的に利用します。 ○ 地域が行う自主的な森林整備活動に参加します。 ○ 林業の担い手の確保に協力します。 ○ 木育事業に参加します。 ○ 「兵庫県立森林大学校」「県立山崎高等学校森と食科」の事業に協力します。 ○ 豊かな自然環境の魅力を広く発信します。
事業者	○ 事務所等の建設・改築や事業活動において宍粟材を積極的に利用します。 ○ 「兵庫県立森林大学校」「県立山崎高等学校森と食科」の事業に協力します。 ○ 地域が行う自主的な森林整備活動に協力します。 ○ 事業活動を通じて、自然環境の魅力を広く発信します。 ○ 宍粟市の特性を活かしたサービスや商品の開発に取り組みます。

基本施策2 農村環境の維持と魅力の向上

1 農村環境の維持と魅力の向上の現状

(1) 宍粟市の農業

市内では、豊富な水資源等を活かした農業が盛んに行われています。田園は、自然の風景と相まって農村景観を形成し、住む人や訪れる人に癒しをもたらすとともに、自然生物の生息の場として、重要な役割を担っています。一方、近年は農業従事者の高齢化や担い手不足、人口減少により、管理されていない農地や空き家等が増加しています。



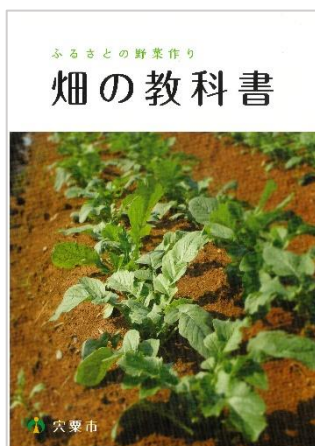
(写真 宍粟市山崎町の田園風景)

(2) 農業の担い手の確保と育成

農業の担い手を確保・育成するため、関係機関とともに新規農業者の掘り起こしや「認定農業者」の育成、営農指導等に取り組んでいます。また、誰もが気軽に農業をはじめられるよう、「畑の教科書」の配布や「農業塾畑の講習会」を実施しています。

【認定農業者】

認定農業者とは、自らの創意工夫に基づき経営改善を進めるための「農業経営改善計画」を作成し、市町村が認定した専ら農業に取り組む農業者（法人を含む）のことです。認定を受けることで、幅広い支援制度を受けることができます。



(写真 畑の教科書)



(写真 農業塾畑の講習会)

(3) 地産地消の推進と農産物の流通促進

市内農産物等の学校給食での使用や市内直売所での販売等により、地産地消を推進するとともに、市内の朝市においても農産物を販売することにより、安定的な農業経営が行われるよう取り組んでいます。

2021 年度における宍粟市内の学校給食の地産地消率は 71.9 パーセントです。



(写真 宍粟市学校給食)



(写真 宍粟 de 朝市)

(4) 農地の保全

農地パトロールを実施するとともに、山林・原野化し農地に復元することが困難なものについては、非農地判定を行い、農地から除外しています。再生利用が可能な農地については、交付金等を活用し再生を図り、「地域計画」の区域に定めて守るべき農地の確保に努めます。

(5) 水田の雨水貯留機能の強化（田んぼダム）

本市では、ほ場整備済みの農地を有効利用し、大雨時に田んぼに一時的に雨水を貯めることで、排水路や河川への流出を抑制し、洪水による被害を軽減する「田んぼダム」の設置を推進しています。

また、農業生産基盤である農業用ため池についても、降雨による水位調整に大きく貢献しているとともに、動植物生態系の保護にも貢献しています。



(写真 田んぼダム)

(6) 空き家等の対策

人口減少等により今後も増加が想定される空き家等に対し、本市においては、2010年に「宍粟市空き家バンク」を開始、2014年に「宍粟市空き家等の対策に関する条例」を施行、2026年3月に「第2次宍粟市空き家等対策計画」を策定し、相談窓口の充実を図ることで、市民の方が相談しやすい環境整備を行っています。適正管理されていない空き家等に対しては、助言・指導等の対応やパンフレット等による意識啓発を行い、適正な管理を促しています。また、空き家等を貴重な地域資源として捉え、「宍粟市空き家バンク」への登録を促進し、空き家の利活用を図っています。

【宍粟市空き家バンク】

空き家バンクとは、自治体が運営する空き家等を紹介する制度です。市のホームページに登録物件の写真、間取り、設備状況等を掲載し、利用希望者とのマッチングを行います。

本市の空き家バンクの成約数は、兵庫県下で最多の成約数になる等、物件紹介数においても全国トップクラスの空き家バンク制度となっています。



市の起業家支援と空き家改修支援を併用し、古民家カフェの開業を支援。

【これまでの取組】

年 度	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	計
空き家登録数	27	37	39	42	43	54	42	46	56	56	65	507
成約数	7	22	21	24	31	34	50	43	41	43	42	358

(出典 「第2次宍粟市空き家等対策計画」)

(7) 動植物の生息・生育状況

本市の兵庫県版レッドリストにおける掲載データを参考とした、市内における動植物の生息・生育状況は、生息が確認されている絶滅のおそれのある動物が229種、生育が確認されている絶滅のおそれのある植物が228種となっています。豊かな自然を有する反面、シカやイノシシ等の野生動物による農作物や植栽苗木の食害等の被害が発生しています。被害の深刻化を受け、2023年に「宍粟市鳥獣被害防止計画」を策定し、防護柵設置の補助事業や猟友会への捕獲依頼等を実施することにより、被害の防止に取り組んでいます。

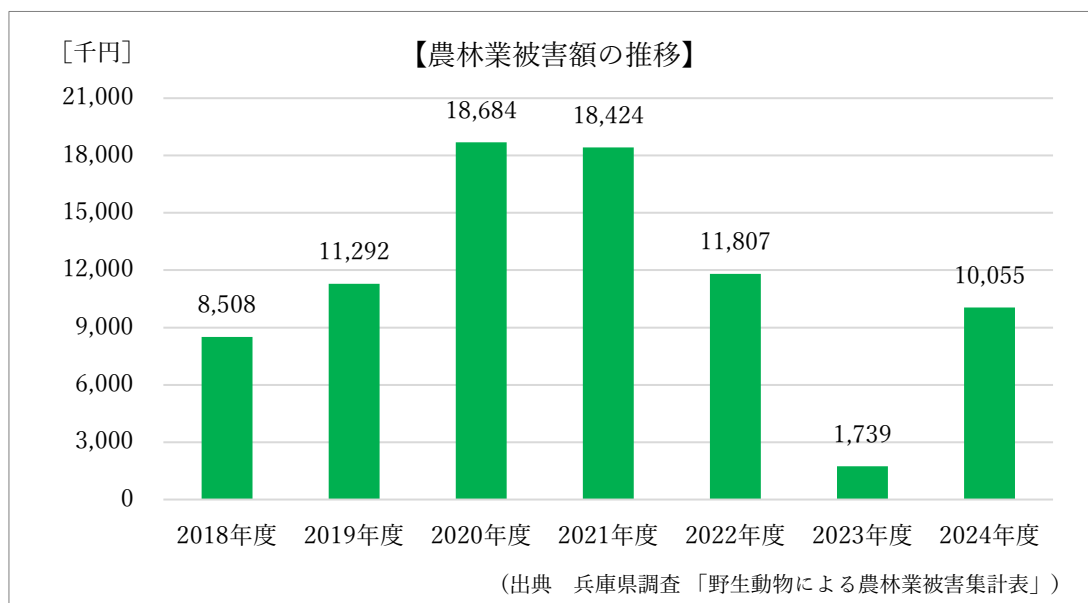
絶滅のおそれのある動物の確認種数

区分		市内	県内
脊椎動物	哺乳類	14種	18種
	鳥類	55種	158種
	爬虫類	5種	9種
	両生類	13種	16種
	魚類	13種	56種
無脊椎動物	昆虫類	111種	281種
	クモ類	4種	41種
	貝類	14種	153種
	その他	-	65種
合計		229種	797種

絶滅のおそれのある植物の確認種数

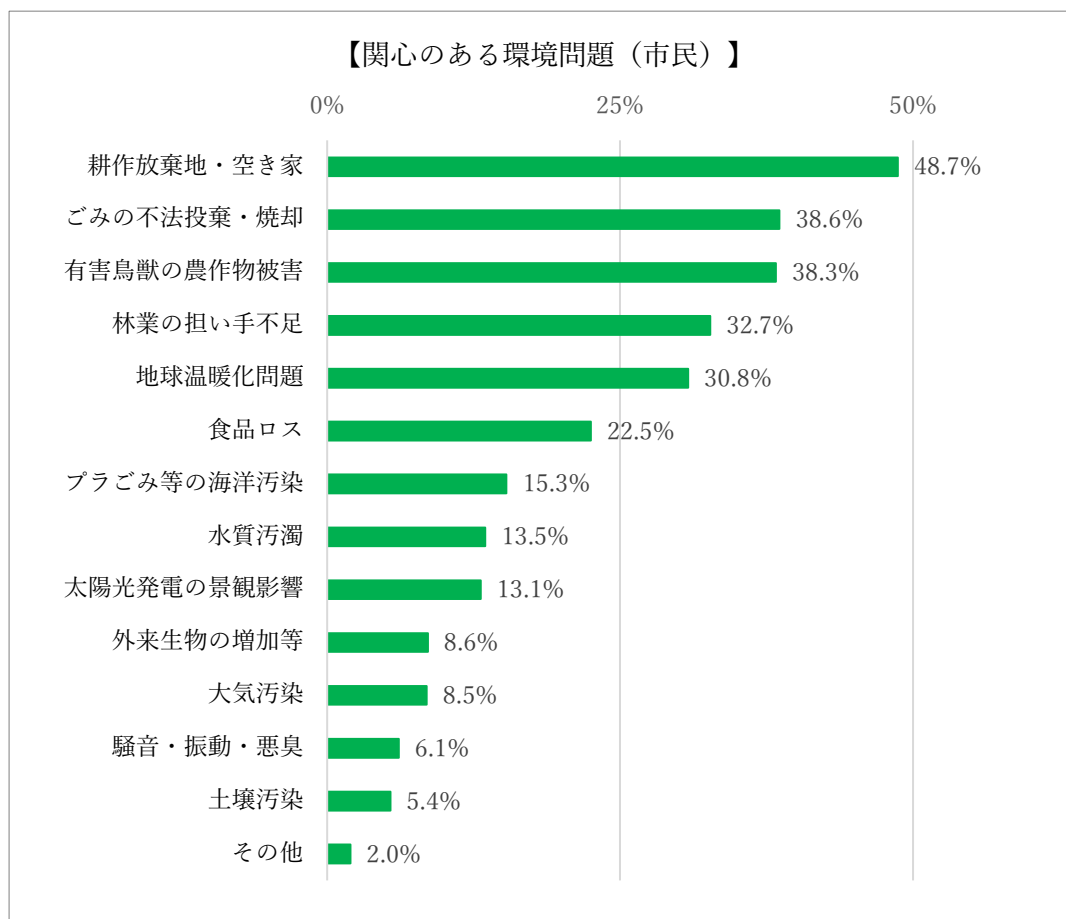
区分		市内	県内
維管束植物	シダ植物	23種	98種
	種子植物	-	2種
	裸子植物 被子植物	164種	709種
蘚苔類	苔類	9種	50種
	蘚類	14種	92種
藻類	淡水藻類	1種	33種
	海藻類	-	14種
菌類		17種	44種
合計		228種	1,042種

(出典 「兵庫県版レッドリスト」)



(8) 市民等意識調査結果

市民への意識調査における関心のある環境問題では、「耕作放棄地、空き家・空き地の増加」が最も高く、次いで「ごみの不法投棄・焼却やポイ捨て」となっています。



2 農村環境の維持と魅力の向上の施策展開

(1) 施策体系と関連する SDGs の目標



(2) 目標指標

目 標 指 標 名	現状値 (2024 年度)	目標値(2035 年度)
○農林業被害額	10,055 千円/年	4,000 千円/年

(3) 個別施策と取組

① 農村環境の維持

農地は食料生産の場だけでなく、田園風景や農村風景等は安らぎを与えてくれるとともに、雨水を貯留し、災害の防止や被害を軽減する役割も担っています。しかし、近年では農業従事者の高齢化や担い手不足により管理されていない農地や、人口減少の影響により空き家等が増加しています。このような状況を踏まえ、「地域計画」のブラッシュアップ及び早期の策定を推進することにより農業の担い手が確保され、自己保全農地の活用や生産基盤の整備が進み、地域の特色ある農産物の生産と特産品化、地産地消の推進により、安定的な農業経営が行われるまちをめざします。また、空き家等においては、良好な生活環境の保全のため、引き続き適正な管理を促すとともに、地域活性化の資源として捉え、移住促進等への利活用を進めます。

農村環境の維持の取組

農業の担い手の 確保・育成	認定農業者制度の活用促進や、集落営農組織、新規就農者を育成し、農業の担い手を確保します。
農畜産物の特産品化	兵庫県や農業協同組合等と連携し、生産から加工・販売までを一貫して行う農業者、農業組織の育成に取り組むとともに、環境に配慮した農業や地域特性を活かした農畜産物のブランド化、農業の6次産業化に向けた取組を推進します。
安定的な農業経営 の推進	市民の地産地消への理解を深めるため、学校給食での市内の農産物等の使用や直売所等での販売を促進するとともに、市内の農業生産者と飲食店等とのマッチングを行い、販路の拡大による生産意欲の向上を図ります。
耕作放棄地対策	耕作放棄地の発生防止に取り組むとともに、荒廃農地の再生及び防災や観光等を含めた多角的な利用を促進します。
地域計画の策定	高齢化・人口減少が本格化し、地域の農地が適切に利用されなくなることが懸念される中、農業者等による協議（話し合い）を踏まえ、地域の農業の在り方や農地利用の姿を明確化した「地域計画」の策定及びブラッシュアップを行います。
空き家等対策の推進	「宍粟市空き家等対策計画」に基づき、空き家等の適正な管理を促すとともに、「宍粟市空き家バンク」への登録を促進し、空き家等の利活用を図ります。
先進技術の活用	担い手不足の対応として、農業経営のイノベーションに向けて、ドローンやAI技術等の新たな技術を活用した農業機械・施設の導入を推奨します。

② 生物多様性の確保

本市の森林や農地、揖保川・千種川をはじめとする清流は、イヌワシやクマタカ等の動物、オオサンショウウオやアカザ等の水生生物、カワラハハコ、クリンソウ等の植物等の様々な動植物の生息・生育の場となっています。地域と協力し、身近にある貴重な自然環境の保全に取り組めます。また、兵庫県や関係機関と連携し、有害鳥獣による被害防止対策や特定外来生物対策に取り組めます。

生物多様性の確保の取組

開発事業に係る 環境配慮	公共工事を含め、開発事業を行う事業者に対し、環境負荷の低減や公害の防止、環境の保全等の環境への配慮を促します。
水環境の保全	家庭からの生活排水や工場からの排水による河川や地下水の水質汚濁を防ぐため、水質検査を実施するとともに、関係機関と連携し、事業者等に対し関係法令を遵守するよう、指導等を行います。
特定外来生物対策	在来種の生態系に影響を与える特定外来生物が発見された場合は、兵庫県や近隣自治体等の関係機関と連携のうえ、対処する

	とともに、被害予防のための速やかな情報発信を行います。
有害鳥獣対策	「宍粟市鳥獣被害防止計画」に基づき、地域における適切な有害鳥獣防護柵の設置や維持管理の推進、猟友会と連携した有害鳥獣の捕獲活動を促進するとともに、狩猟者の確保や育成を図ります。 また、近年大量に出没しているツキノワグマの生活被害への対策については、迅速な情報提供に基づいた注意喚起や出没対応を行うとともに、兵庫県ツキノワグマ管理計画に基づいた適正な捕獲を実施する等、被害の防止に努めます。

2026. 5. 20 の政策会議を受けてクマ対策を追加

(4) 市民・事業者に期待される主な取組（例示）

主体	取 組
市民	○ 農業の担い手の確保、育成に努めます。 ○ 地元の農畜産物を積極的に購入し、地産地消に努めます。 ○ 市と連携し、耕作放棄地の有効活用を検討します。 ○ 希少動植物の生息・生育地域を保護します。 ○ 有害鳥獣を誘引しない環境づくりに取り組みます。 ○ 特定外来生物を発見した場合は速やかに市へ連絡します。 ○ 市が行う空き家等の対策に協力します。 ○ 空き家・空き地の適正な管理を行います。
事業者	○ 地元の農畜産物を積極的に利用します。 ○ 開発行為を行う場合は、自然環境の保全に十分配慮します。 ○ 市や地域等が行う野生生物の保護と適切な管理に協力します。 ○ 特定外来生物の持ち込み等に注意を払い、発見した場合は速やかに市へ連絡します。 ○ 市が行う空き家等への対策に協力します。 ○ 空き地の適正な管理を行います。 ○ 漏油事故等の公害が発生した場合は速やかに対処し、市へ連絡します。

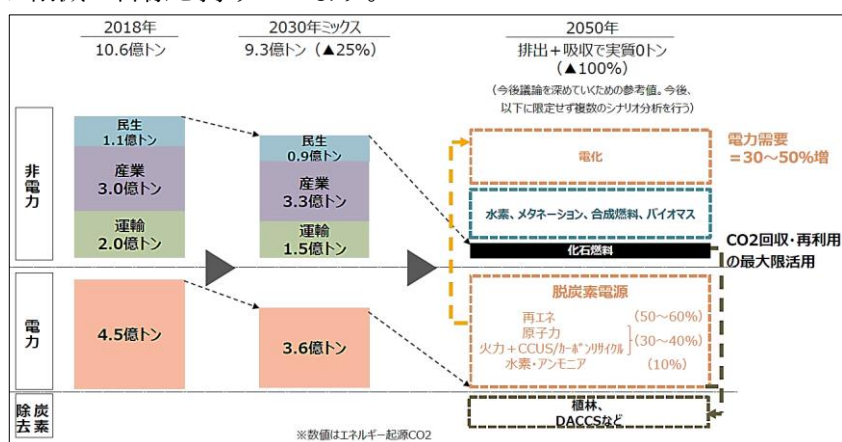
基本方針 2 地球温暖化対策の推進

基本施策 1 再生可能エネルギーの導入促進

1 再生可能エネルギーの導入促進の現状

(1) 2050 年カーボンニュートラル

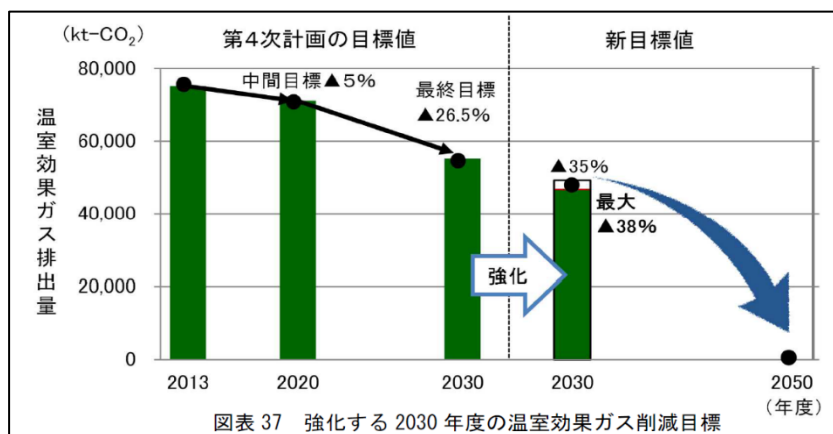
国は、2020 年 10 月に 2050 年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする「2050 年カーボンニュートラル」を宣言し、同年 12 月に環境と経済の好循環につなげるための産業政策である「2050 年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」を策定しました。また、2025 年 2 月に「地球温暖化対策計画」を改訂し、同計画において、2035 年度に 2013 年度比で温室効果ガス 60%削減の目標を掲げています。



(出典 「2050 年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」)

(2) 兵庫県地球温暖化対策推進計画

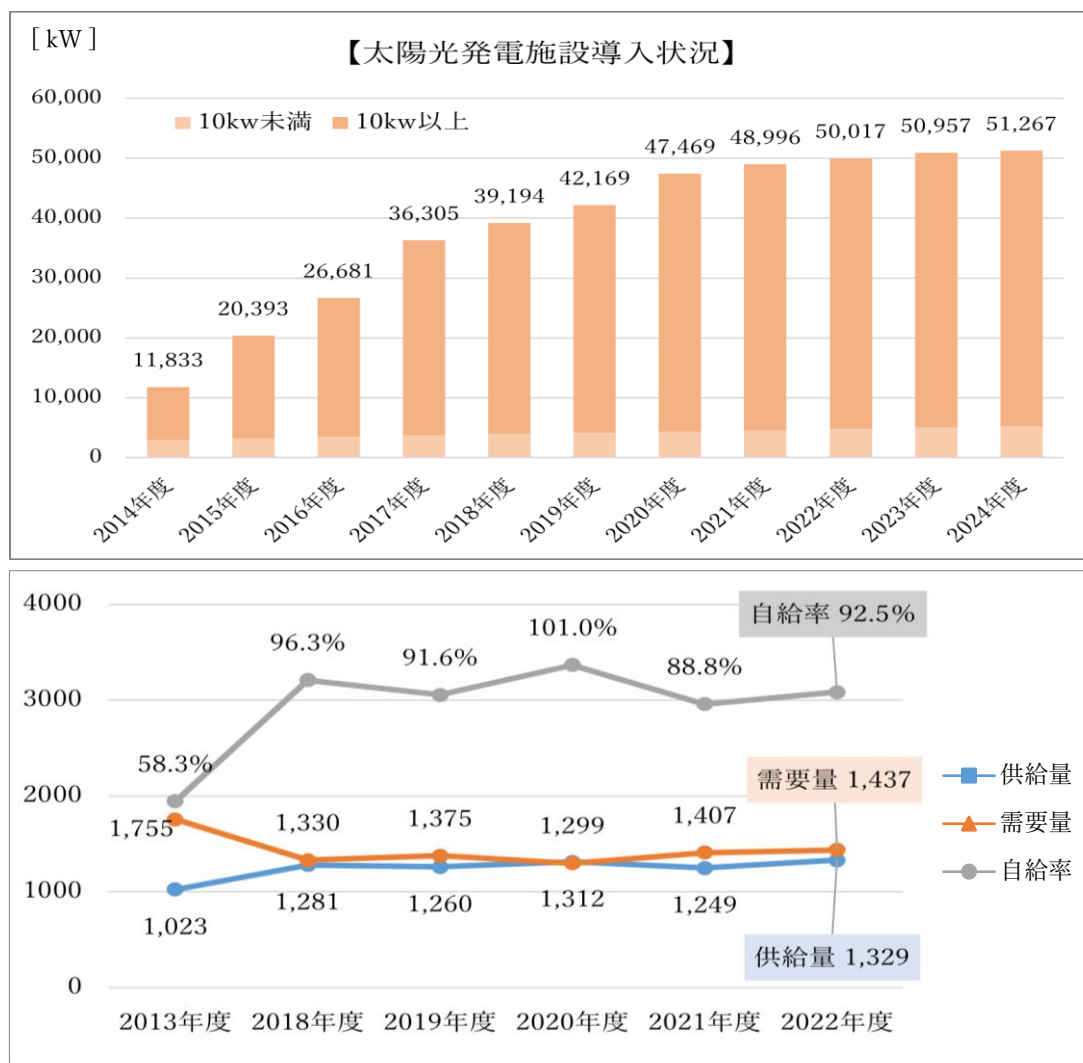
兵庫県においては、2050 年に温室効果ガス排出量実質ゼロの実現に向け「兵庫県地球温暖化対策推進計画」を 2022 年 3 月に改訂しています。同計画において、再生可能エネルギーの導入や省エネルギーの徹底等の取組を、県民・事業者・団体・行政等が一体となり進め、2030 年度には 2013 年度比で 35~38%削減の達成に向け、果敢に取り組みつつ、更に取組の加速・拡大を図っていく中で、最大 48%削減をめざすとしています。



(出典 「兵庫県地球温暖化対策推進計画」)

(3) 市内の再生可能エネルギー導入状況

市内の再生可能エネルギーの導入状況は、2013年度の1,023TJから2022年度には1,329TJと約1.3倍に増加しています。これに伴い再生可能エネルギー自給率は58.3%から92.5%に向上しています。再生可能エネルギー供給量の内訳では、2013年度から2022年度の間太陽光発電施設による供給量が5%から37%に増加しています。



(4) 公有財産活用太陽光発電設置事業

再生可能エネルギーの導入促進の一環として、2015年度から太陽光発電施設を設置する事業者に対して、市の所有する施設の屋根を貸し出し、使用料を得る取組を行っています。この取組においては、災害発生時には、太陽光発電設備により発電した電力を施設の非常用電源として、利用できる基本協定を事業者と締結しています。



(写真 宍粟市波賀市民局)

(5) 小水力発電の導入

市内の豊富な水資源を活用するため、地域主体による小水力発電の設置事業を2013年から進めています。地形、流量等が小水力発電に適しているかどうか、また事業が実施可能かどうかを調査する事業性評価調査を、これまで市内5か所において実施しました。

また、令和5年3月に千種町黒土において市内初の地元主導型小水力発電施設が稼働開始しました。



(写真 黒土小水力発電設備)

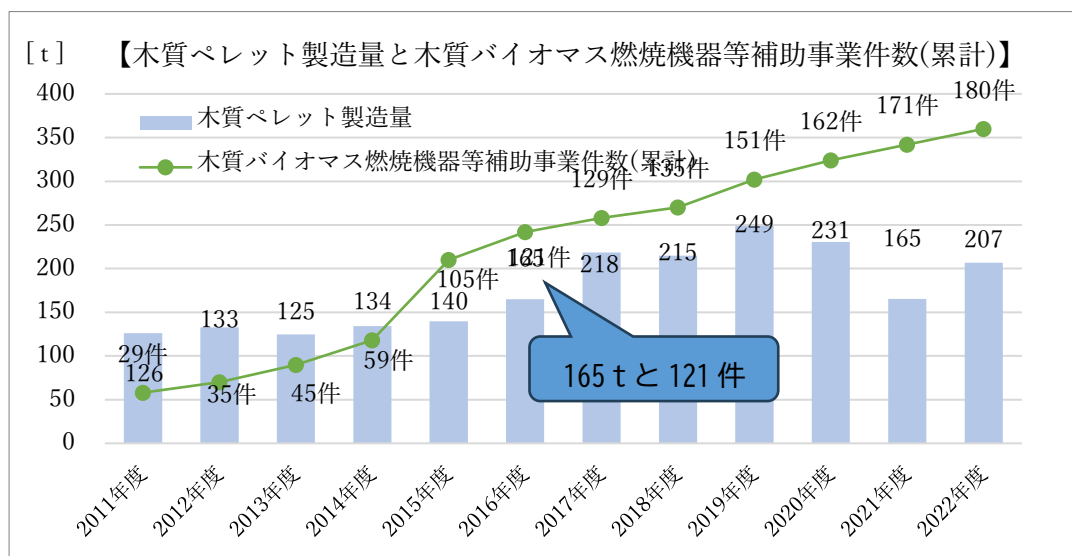
(6) 木質バイオマスの利用促進

豊かな森林資源を有効活用するため、木質バイオマスの利用を促進しています。2007年から市有施設に木質ペレットストーブ・ボイラーを導入するとともに、市内の家庭・事業所に木質バイオマス燃焼機器等の購入補助を実施しています。

市内の木質ペレット製造量は、コスト面などから近年は廃材調達へとシフトする方が増えており、漸減傾向にあります。



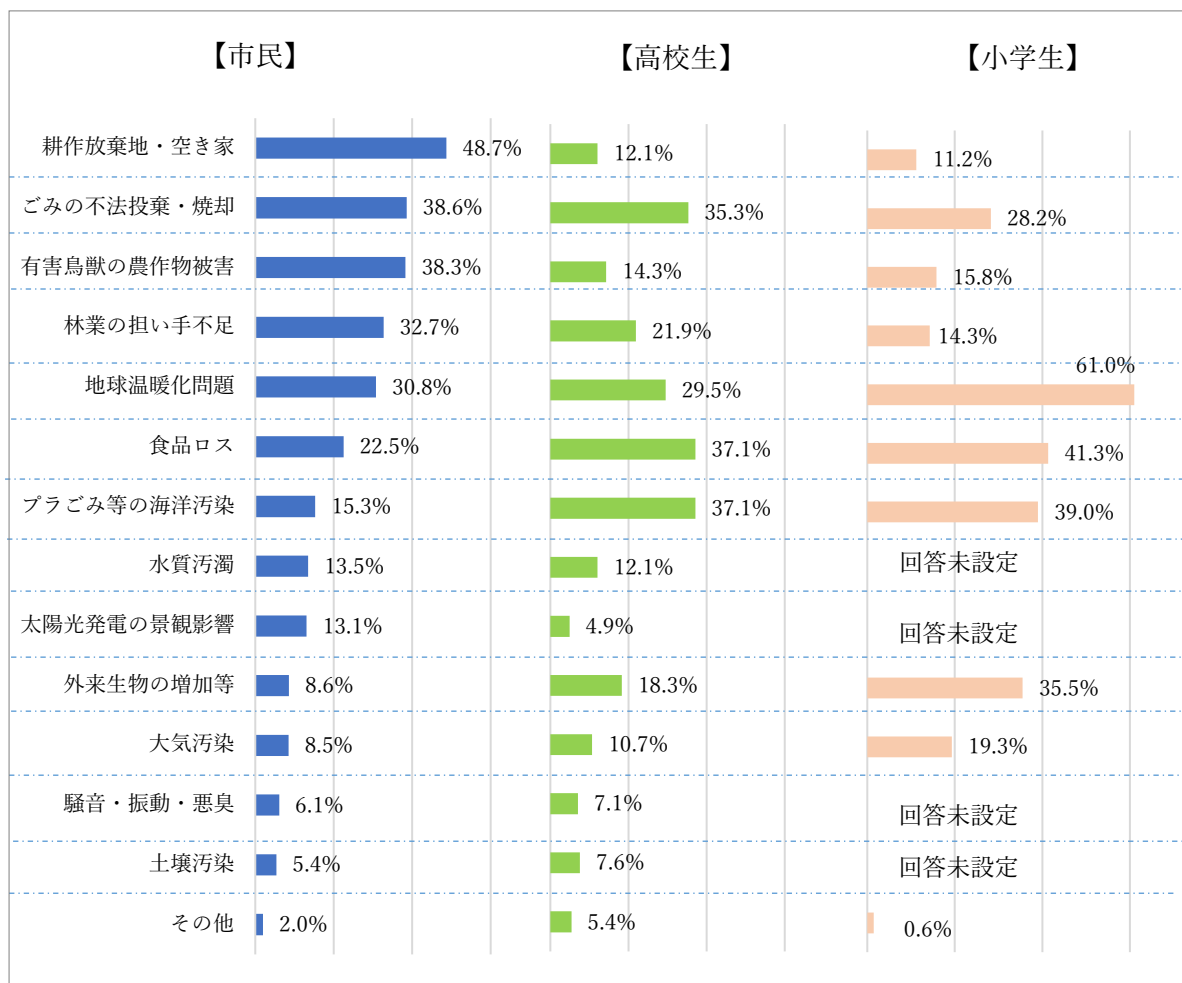
(写真 伊沢の里 木質ペレットボイラー)



(7) 市民等意識調査結果

市民等意識調査における「関心のある環境問題」という問いでは、「地球温暖化問題」が小学生では1番目、高校生では4番目、市民では5番目と全体を通して関心が高い環境問題になっていて、特に年齢が下がるほど顕著になっています。また、市内で増加傾向にある耕作放棄地や空き家・空き地の増加に伴う景観等への影響についても関心の高い環境問題になっています。

順位	市民	高校生	小学生
1	耕作放棄地、空き家・空き地の増加 48.7%	食品ロス 37.1%	地球温暖化問題 61.0%
2	ごみの不法投棄・焼却やポイ捨て 38.6%	プラスチックごみ等による海洋汚染 37.1%	食品ロス 41.3%
3	有害鳥獣による農作物への被害 38.3%	ごみの不法投棄・焼却やポイ捨て 35.3%	プラスチックごみ等による海洋汚染 39.0%
4	高齢化・担い手不足による森林の管理不足 32.7%	地球温暖化問題 29.5%	外来生物の増加、希少な野生生物の減少 35.3%
5	地球温暖化問題 30.8%	高齢化・担い手不足による森林の管理不足 21.9%	ごみの不法投棄・焼却やポイ捨て 28.2%



2 再生可能エネルギーの導入促進の施策展開

(1) 施策体系と関連する SDGs の目標



(2) 目標指標

目 標 指 標 名	現状値	目標値(2035 年度)
○再生可能エネルギー自給率	91.9% (2022 年度)	100%
○地域主導型小水力発電設置数	1 箇所 (2025 年度)	2 箇所

※ 地球温暖化対策については、「宍粟市地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編・事務事業編）」を併せて策定しています。

(3) 個別施策と取組

① 太陽光発電

2012年の「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」の施行により、市内に多くの太陽光発電施設が設置されました。初期に設置された施設がまもなく20年を経過するため、今後撤去・廃棄や再利用の問題が想定されます。2026年4月に閣議決定された「太陽電池廃棄物の再資源化の推進に関する法律」に基づいて今後適切な廃棄やパネルのリサイクルが求められます。

また、太陽光発電施設は近隣関係者への説明不足や施設の不適切な設置等により不安の声が市に寄せられる事案が発生しているため、引き続き「宍粟市太陽光発電施設設置事業に関する条例」に基づいた適切な設置と維持管理による導入を推進していきます。

② 小水力発電

市内の豊富な水資源を利用した再生可能エネルギーの導入と地域の活性化を図るため、地域主導型の小水力発電の設置事業を進めており、令和5年3月に千種町黒土において市内初の地元主導型小水力発電施設が稼働開始しました。

今後、導入実績を蓄積して他の地域への展開を図っていきます。

③ バイオマスの利用促進

森林整備に伴い発生する間伐材等の未利用材は、新たなエネルギー資源として、県内の木質バイオマス発電施設に供給されているほか、公共施設等に木質ペレットストーブ、市内の温泉施設や温水プールに木質ペレットボイラーを導入することにより利用しています。木質の利用促進や持続的な森林整備を進めることにより、木質バイオマス燃料の安定供給体制の構築に取り組みます。また、市内で導入されていない生ごみやし尿・浄化槽汚泥を利用した廃棄物系バイオマス発電や、風力発電等の再生可能エネルギーについては、情報収集を行い、導入の可能性を検討します。

再生可能エネルギーの導入促進の取組

太陽光発電施設の適切な設置・維持管理の推進	「宍粟市太陽光発電施設設置事業に関する条例」に基づく、適切な設置・維持管理による導入を推進します。
小水力発電の導入促進	兵庫県や地域と連携して地域主導型小水力発電を導入し、他の地域への展開を図ります。
木質バイオマスの利用促進	木質バイオマス暖房機器等の導入を促進するとともに、持続的な森林整備を進め、木質バイオマス燃料の安定供給体制の構築に取り組みます。
公共施設における再生可能エネルギーの導入	新築・増改築等を行う公共施設や学校においては、災害時にも利用できる太陽光発電施設等の再生可能エネルギーの導入を進めるとともに、既存施設への導入を検討します。
未利用再生可能エネルギー導入の検討	廃棄物系バイオマスや風力発電等について、情報収集・調査を行い、本市における導入の可能性について検討します。

(4) 市民・事業者に期待される主な取組（例示）

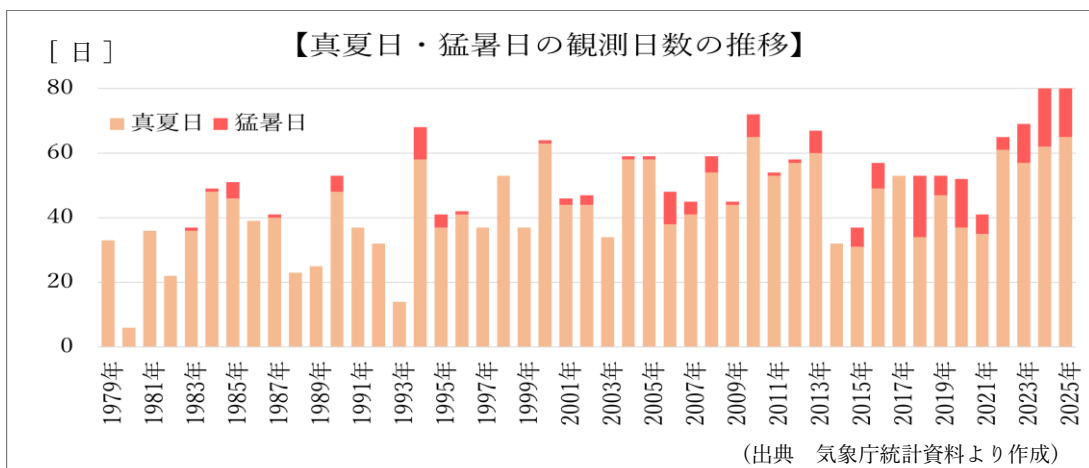
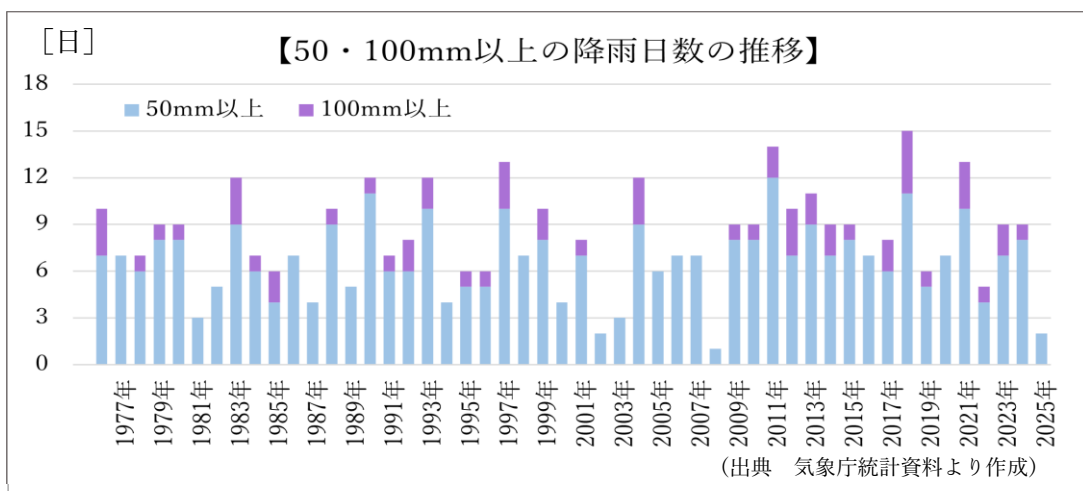
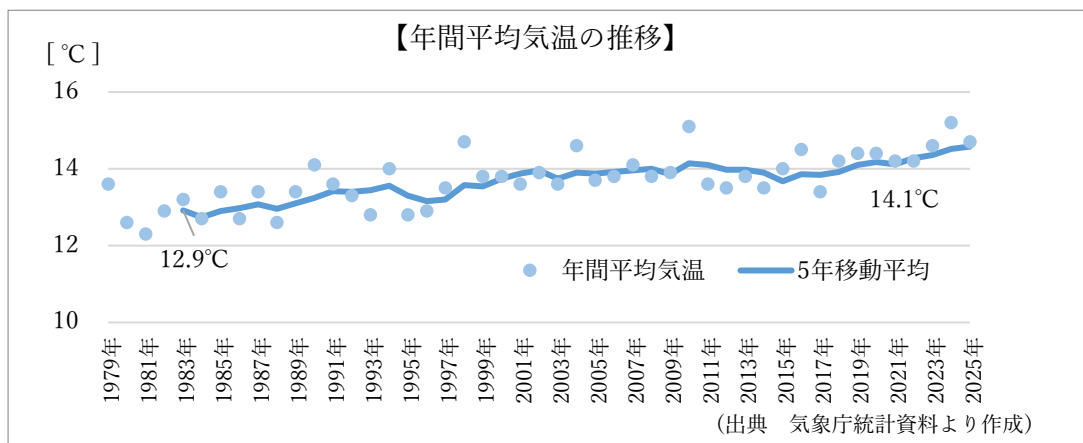
主体	取 組
市民	○ 太陽光発電設備等の再生可能エネルギーの導入に努めます。 ○ 太陽光発電施設を設置する際には、「宍粟市太陽光発電施設設置事業に関する条例」に基づき、適切な設置・管理を行います。 ○ ペレットストーブ・薪ストーブ、木質バイオマス機器の導入を検討します。
事業者	○ 太陽光発電設備等の再生可能エネルギーの導入に努めます。 ○ 太陽光発電施設を設置する際には、「宍粟市太陽光発電施設設置事業に関する条例」に基づき、適切な設置・管理を行います。 ○ ペレットストーブ・薪ストーブ、木質バイオマス機器の導入を検討します。

基本施策2 省エネルギーの推進

1 省エネルギーの推進の現状

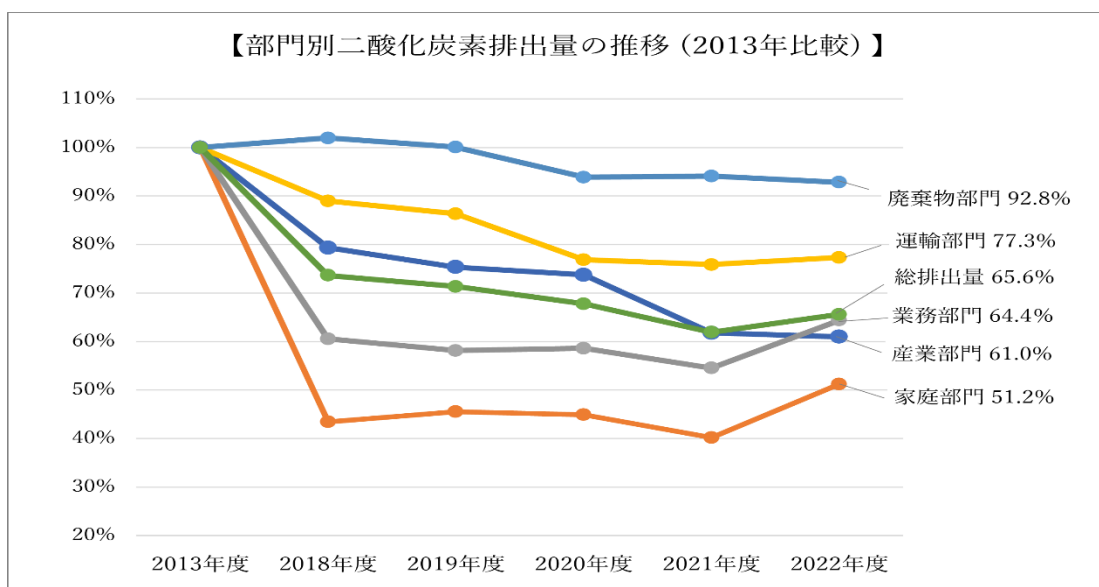
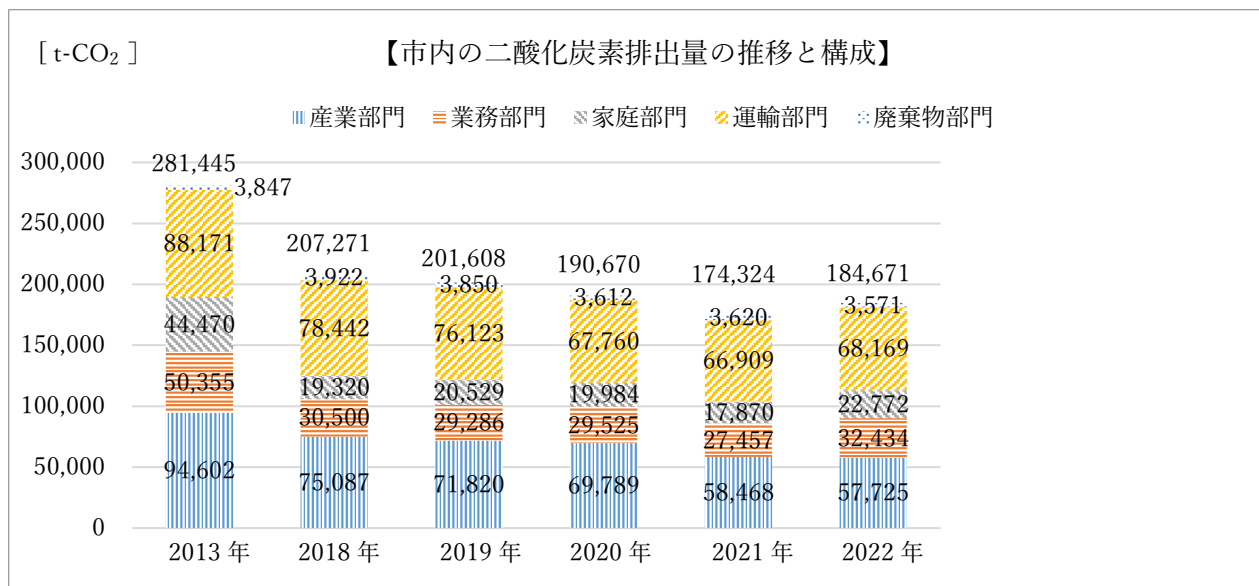
(1) 気温等

アメダス一宮気象観測所における年間平均気温の長期的な変動は上昇傾向にあり、1979年から1983年、2021年から2025年の5年間の平均気温を比較すると、1.7℃上昇しています。また、50・100mm以上の降雨の発生日数、30℃以上の真夏日・35℃以上の猛暑日の観測日数についても増加傾向にあります。



(2) 市内の二酸化炭素排出量

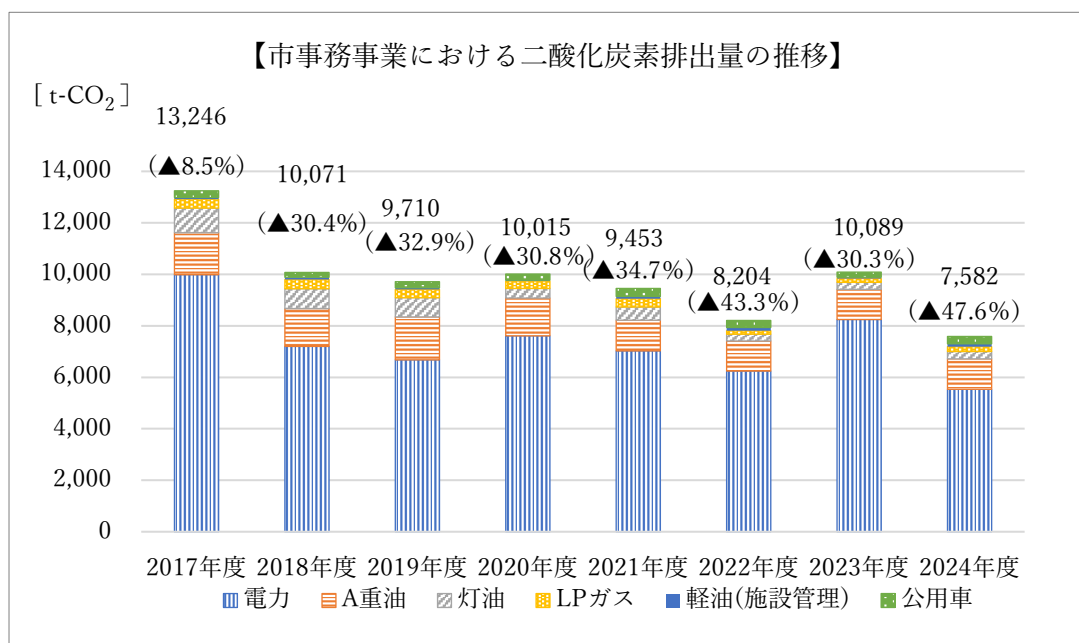
市内から排出される二酸化炭素量は2021年までは減少傾向にありましたが、2022年は増加しました。2022年度における二酸化炭素排出量は184,671t-CO₂で、基準年度の2013年度比で34.4%減少しています。2022年度の部門別排出量の構成では、運輸部門が最も多く36.9%、次いで産業部門が31.3%、業務部門が17.6%、家庭部門が12.3%、廃棄物部門が1.9%となっています。



部 門	説 明
家庭部門	家庭におけるエネルギー消費に伴う排出
業務部門	事務所・ビル、商業・サービス業施設におけるエネルギー消費に伴う排出
運輸部門	人・物の輸送のためのエネルギー消費に伴う排出
産業部門	製造業・建設業・農林水産業の工場・事業場におけるエネルギー消費に伴う排出
廃棄物部門	廃プラスチック類の焼却により発生する二酸化炭素

(3) 市事務事業における二酸化炭素排出量

「地球温暖化対策の推進に関する法律（地球温暖化対策推進法）」に基づき、市事務事業においても二酸化炭素排出量の削減に取り組み、2024年度には2013年度比で47.6%の削減となっています。



(4) 電気自動車用充電器

市民及び市外からの来訪者の利便性向上をめざして、市内に電気自動車用充電器の設置を進めています。

自動車からの二酸化炭素排出量の削減と電気自動車の普及促進をめざします。

電気自動車用充電器整備実績（市役所関係分）

施設名	種別	出力	台数
道の駅はが	急速	20 kW	1
一宮市民協働センター	普通	6 kW	2
伊沢の里	普通	6 kW	2
宍粟市役所	普通	6 kW	8
しろう山崎観光駐車場	普通	6 kW	4
まほろばの湯	普通	6 kW	4
道の駅ちくさ	急速	50 kW	1
道の駅みなみ波賀	急速	50 kW	1
波賀市民協働センター	普通	6 kW	4



普通充電器（宍粟市役所）

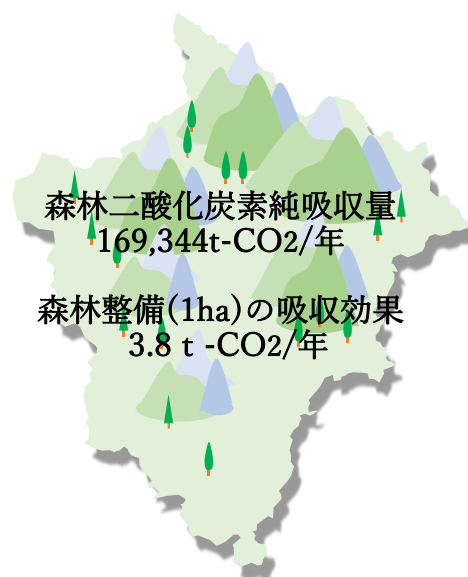


急速充電器（道の駅みなみ波賀）

(5) 森林の持つ地球温暖化防止機能

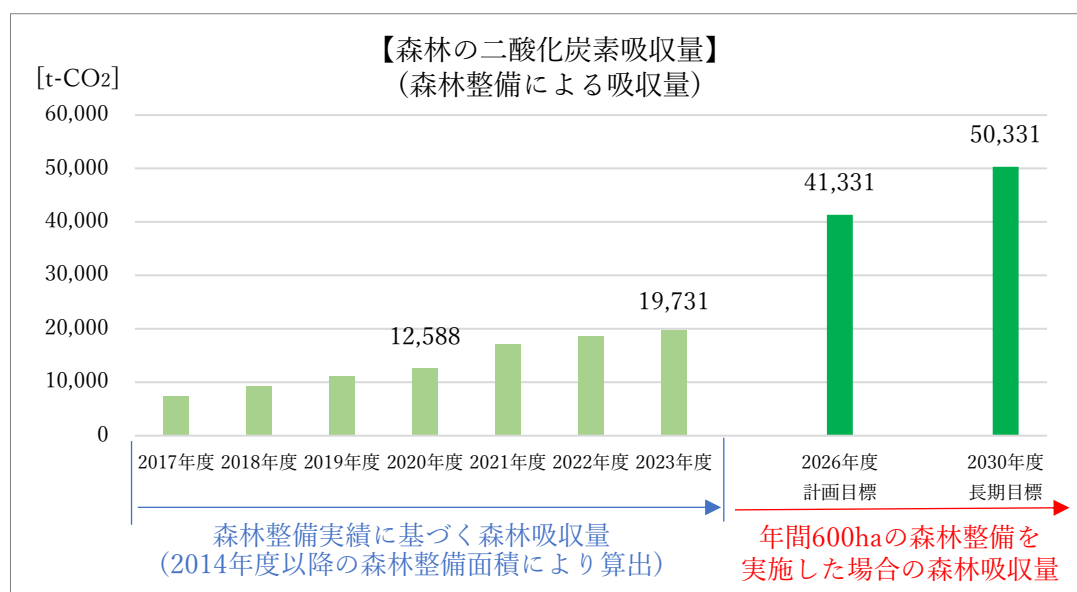
① 市内森林の二酸化炭素吸収・固定

市の総面積の約 90%を占める森林の樹木は、光合成により二酸化炭素を吸収し、酸素を排出しています。下記の算出方法により、市内森林の二酸化炭素純吸収量を求めると、年間の吸収量は、169,344t-CO₂となります。本計画においては、市内の森林の全ての二酸化炭素純吸収量を吸収効果とするのではなく、地球温暖化対策としての森林整備を進めるため、直近の 2022 年から 2023 年にかけて実施されたスギ及びヒノキの間伐等の森林整備における二酸化炭素の吸収量から、計算により森林整備実施 1ha 当たりの吸収効果を▲3.8t-CO₂/年とします。



② 森林整備による二酸化炭素の吸収効果

本市では年間 600ha の人工林の整備を目標に林業振興に取り組んでいます。2018 年度から 2023 年度までの森林整備実績と 2024 年度以降は年間 600ha の森林整備に伴う二酸化炭素吸収効果を削減量として、排出量から差し引くことにより、目標を設定します。

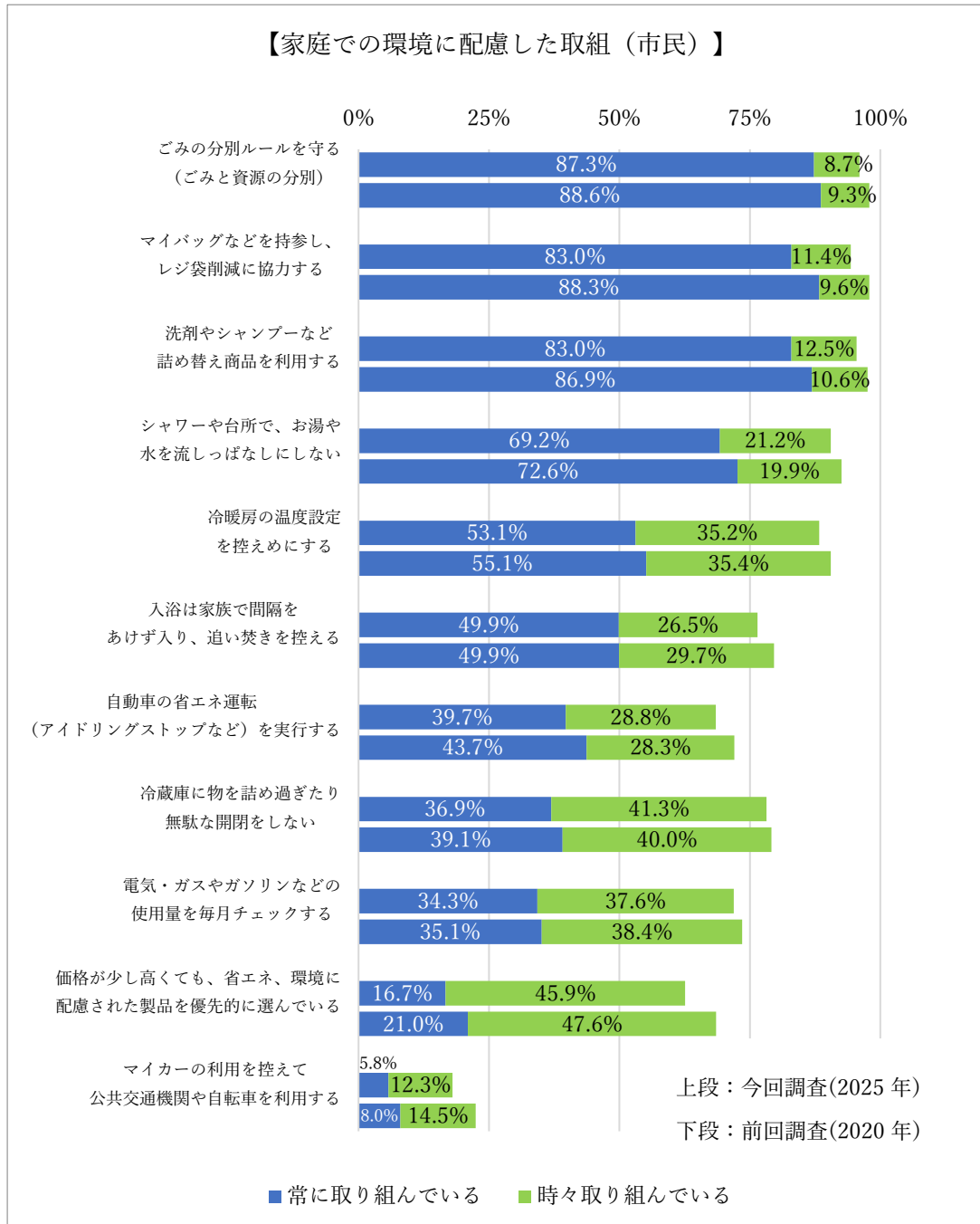


年 度	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2035	2040
年間整備面積[単位：ha]	2,485	574	623	514	1,499	495	387	600	600
累計整備面積[単位：ha]	2,485	3,059	3,682	4,196	5,695	6,190	6,577	13,777	16,777
森林吸収量[単位：t-CO ₂]	7,457	9,178	11,047	12,588	17,085	18,569	20,289	47,649	59,049

※ 四捨五入により合計等は一致しない場合があります。

(6) 市民等意識調査結果

市民の意識調査における「家庭での環境に配慮した取組」の問いの省エネルギー関連の項目では、「ごみの分別ルールを守る」、「マイバッグ持参でレジ袋削減」、「洗剤やシャンプーは詰め替え商品」「お湯や水の流しっぱなし防止」が9割以上の実施率となっています。その反面、誤差の範囲内ではあるものの数値的には前回調査と比べて下がっています。



2 省エネルギーの推進の施策展開

(1) 施策体系と関連する SDGs の目標

省エネルギーの推進



エネルギーをみんなにそしてクリーンに

すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な現代的エネルギーへのアクセスを確保する



つくる責任つかう責任

持続可能な生産消費形態を確保する



① 省エネルギーの推進

住み続けられるまちづくりを
包括的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する



気候変動に具体的な対策を
気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる

(2) 目標指標

目 標 指 標 名	基準値 (2013 年度)	目標値 (2035 年度)
〇市内の二酸化炭素排出量	281,445t-CO ₂	70,949t-CO ₂

① 「2050年カーボンニュートラル」と削減目標について

国は、2020年10月に「2050年カーボンニュートラル」を宣言し、2035年度までの目標として2013年度比で温室効果ガス60%削減を掲げています。この削減目標には、本市にはない大規模な工場群、鉄軌道等を含んでいます。しかしながら、本市においては、都市部にはない豊かな森林があり、森林は二酸化炭素の吸収源として、大きな役割を担っていることから、森林による吸収効果を含み二酸化炭素削減量を81.1%とし、「2050年カーボンニュートラル」に向け取り組みを進めます。

部 門	国 [百万 t-CO ₂]			大栗市 [千 t-CO ₂]		
	2013 年度 排出量	2040 年度 目標排出量・削減率		2013 年度 排出量	2035 年度 目標排出量・削減率	
産業部門	463	200	▲56.8%	94.6	43.2	▲54.3%
業務部門	238	50	▲79.0%	50.4	22.8	▲54.6%
家庭部門	208	60	▲71.2%	44.5	12.5	▲72.8%
運輸部門	224	80	▲64.3%	88.2	33.6	▲61.8%
エネルギー転換部門	106	20	▲81.3%	—	—	—
非エネルギー起源等	173	54	▲68.8%	3.8	2.0	▲47.5%
森林吸収量等	—	▲84	—	—	▲41.3	—
再エネ導入量	—	—	—	—	▲1.9	—
合 計	1,408	380	▲73.0%	281.4	70.9	▲74.8%

(出典：国排出量等 「地球温暖化対策計画」より作成)

(国は2035年度目標数値を公表していないため2040年度数値を掲載)

※ 地球温暖化対策については、「大栗市地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編・事務事業編）」を併せて策定しています。

(3) 個別施策と取組

① 省エネルギーの推進

市内の二酸化炭素排出量は、省エネルギー設備の導入や行動の実践が進んでいることにより、減少傾向にあります。二酸化炭素排出量の削減に向けては、各家庭、事業所、市等における省エネルギー行動等の積み重ねが重要であり、その取組の結果が地球温暖化の防止につながります。引き続き省エネルギー設備の導入と行動の実践を推進し、市内の二酸化炭素排出量の削減に取り組みます。また、森林の持つ二酸化炭素を吸収・固定する地球温暖化防止機能を十分に発揮させるため、森林整備の推進に取り組みます。

省エネルギーの推進の取組

家庭等における省エネルギー設備の導入と省エネルギー行動の推進	省エネルギー設備や省エネルギー行動に関する情報を収集し、家庭や事業所に対して情報提供等を行うことにより、設備の導入や行動の習慣化に取り組みます。
環境にやさしい 交通手段の推進	市内の路線バス・コミュニティバスや、パークアンドライド駐車場の利用を促進するとともに、エコドライブの実践や次世代自動車の導入促進に向けた普及啓発に取り組みます。
環境に配慮したライフスタイルの普及啓発	低炭素型の製品・サービス・行動等、地球温暖化対策に資するあらゆる「賢い選択」を行う「デコ活」等について、広報「しそう」やホームページを利用した普及啓発に取り組みます。
5 R 活動の推進	廃棄物を処理する際には、運搬・破碎・焼却等の多くのエネルギーを必要とします。5 R 活動を推進することにより、廃棄物の処理等に伴う二酸化炭素の排出量の削減に取り組みます。
公共施設における省エネルギー設備の導入と省エネルギー行動の推進	公共施設においては、LED 照明をはじめ、省エネルギー設備・機器を導入するとともに、空調や照明の適切な管理等の省エネルギー行動に取り組みます。
森林の地球温暖化 防止機能の発揮	森林の持つ二酸化炭素を吸収・固定する地球温暖化防止機能を十分に発揮させるため、「植える・育てる・収穫する・使う」の森林資源の循環利用を促進します。

(4) 市民・事業者に期待される主な取組（例示）

主体	取 組
市民	○ 外出の際には、必要に応じて、公共交通機関や自転車の利用に努めます。 ○ 自動車の買換えの際には電気自動車、ハイブリッド自動車等の次世代自動車の購入を検討します。 ○ アイドリングストップ等、燃費を向上させるエコドライブを心がけます。 ○ 環境を守りながら、より快適で健康的な「デコ活」に取り組みます。 ○ 植栽やグリーンカーテン等の身近な緑化に努めます。 ○ 家庭でできる省エネルギー行動を実践します。 ○ 電化製品等の買換えの際には、省エネルギー性能の高い製品を検討します。
事業者	○ クールビズ・ウォームビズを実施します。 ○ 社用車等の買換えの際には、電気自動車、ハイブリッド自動車等の次世代自動車の導入を検討します。 ○ 外出・出張時には、可能な限り公共交通機関や自転車の利用に努めます。 ○ アイドリングストップ等、燃費を向上させるエコドライブを心がけます。 ○ 脱炭素化を進めて地球温暖化防止に貢献する「デコ活」に取り組みます。 ○ オフィス機器は省エネルギータイプの機器の導入を検討します。 ○ 事務所等の周りに植栽やグリーンカーテン等、身近な緑化に努めます。